

第 9 号議案

ガレリアかめおか条例の一部を
改正する条例の制定について

ガレリアかめおか条例（平成 10 年亀岡市条例第 1 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 24 年 12 月 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例

ガレリアかめおか条例（平成 10 年亀岡市条例第 1 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「、石門心学塾」を削り、同条第 5 号中「大浴
場」を「あんしん長寿コーナー」に改める。

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 号中「き
損」を「毀損」に改める。

第 7 条中「一に」を「いずれかに」に、「使用を停止」を「停
止」に改める。

第 8 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 18 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 23 条第 4 項中「第 8 条に定めるところによる」を「第 8 条ま
でに定めるところによる」に改める。

別表第 1 中

「

企画展示室 石門心学塾 マルチメディアコーナー	午前 9 時から午後 8 時まで
大浴場	午前 9 時から午後 9 時まで
プレイルーム 託児コーナー 多目的フロア	午前 9 時から午後 5 時まで

」

を

「

企画展示室	午前 9 時から午後 8 時まで
あんしん長寿コーナー プレイルーム 託児コーナー 多目的フロア	午前 9 時から午後 5 時まで

」

に改める。

別表第 2 中

「

企画展示室 石門心学塾 マルチメディアコーナー	1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで 木曜日（国民の祝日に関する法律 （昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に 規定する休日に当たるときはその 翌日）
-------------------------------	---

」

を

企画展示室	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 木曜日（国民の祝日に関する法律 （昭和23年法律第178号）に 規定する休日に当たるときはその 翌日）
あんしん長寿コーナー	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に規定す る休日

に改め、同表上記以外の施設の項中「第4木曜日」を「第2及び第4木曜日」に改める。

別表第3大浴場の部を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第2上記以外の施設の項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 社会情勢の変化や情報化の進展等に伴う市民の学習ニーズの変化に対応するため、施設の機能の見直しを行うこと。
- 2 ガレリアかめおかの休館日を変更すること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例は、平成25年4月1日から施行し、2に係る規定整備は、平成26年4月1日から施行すること。